

木曾福島局業績手当の誤支給について

1 概要

業績手当算出ツールにおいて、複数の担当者が2つの算出ツールを使用していたこと、及び1分当たり基準配達物数の設定漏れにより、平成26年12月から平成27年4月実績について集配基礎ポイントに誤りが生じ、誤支給となった。

2 対象社員

郵便部及び旧集配センター（外務） 24人

3 精算額

166,354円（詳細は別紙のとおり）

一人当たりの最高追給額 … 14,218円、最高返納額 … ▲24,792円

4 精算方法

12月月例給与において追給又は返納。

5 再発防止

- (1) 支社担当者が訪問時に、業績手当算出ツール及び1分当たり基準配達物数の設定について担当者指導を実施。
- (2) 班長において、毎日の業績日報における実行区、適用区といった業務情報に誤りがないか確認し、班日誌をもとに班長特別ポイントを漏れなく付与することを徹底。
- (3) 管理者及び担当者において、毎日の業績日報における実行区及び適用区の突合と、基礎集配ポイント数が判定基準に基づき付与されているか確認するとともに、月次処理での業績月報のポイント合計数に異常値がないか確認することを徹底。

6 社員説明

精算事由、精算額及び精算方法について、対象者へ説明。

7 その他

平成27年5月実績分からは、正当処理で実施。